

# 次世代育成対策推進法に基づく行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため以下のように行動計画を策定する。

1.計画期間 2022年8月1日 ～ 2024年7月31日までの2年間

## 2.内容

★目標 1. 産前産後休業や育児休業、育児休業給付など制度の周知や情報提供を行う。

<取組内容>

- (1) 育児休業に関する制度の要件や流れを分かりやすくまとめ、社内掲示で職員へ周知する (2022年8月～ )
- (2) 育児休業取得希望者へ育児休業に関する情報の提供 (2022年8月～ )

★目標 2. 育児・介護休業中の職員に対して復職しやすい環境を提供する。

<取組内容>

- (1) 復職 100%を目標に休業中の職員と定期的に連絡を取り復職までのサポートを行う (2022年8月～ )
- (2) 復職への不安解消・復職後の勤務条件の見直し等を行う (2022年8月～ )

★目標 3. 男性職員の育休取得の促進を行う。

<取組内容>

- (1) 男性職員の育休取得に関する情報を社内掲示やパンフレットの配布により周知する。 (2022年8月～ )
- (2) 職員への研修・ミーティングを行い、男性職員が育休を取りやすい環境を提供する。 (2022年8月～ )